



2024 年 3 月 22 日

会 社 名 株式会社 千葉銀行
代 表 者 名 取締役頭取 米本 努
(コード：8331、東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部長 官澤 太郎
(TEL 043-245-1111)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2024 年 3 月 22 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2024 年 6 月開催予定の第 118 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

現在、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬制度は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成されています。

今般、対象取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度の見直しを行い、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度においては、対象取締役に対して、当行の普通株式の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当行の取締役の金銭報酬である基本報酬及び業績連動報酬の額は、2010 年 6 月 29 日開催の第 104 期定時株主総会において、年額 560 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とする旨ご承認をいただいております。また、当該金銭報酬とは別枠として、2021 年 6 月 25 日開催の第 115 期定時株主総会において、対象取締役の株式報酬として譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額 140 百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与を含みません。）、当行が発行又は処分する当行の普通株式の総数は年 500,000 株以内とご承認をいただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記株式報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、当行の取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度に応じて当行の普通株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。

対象取締役は、本制度に基づき当行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度は原則として一定の業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当行の普通株式を交付いたします。

本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当行の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の制度を当行の取締役会決議により導入する予定です。

以 上